

令和6年11月定例会

県土整備委員会説明資料

企 業 局

目 次

I 提 出 予 定 案 件	3
1 県営電気事業の売電料金等について	3

I 提出予定案件

1 県営電気事業の売電料金等について

- (1) 売電料金の額 日野谷発電所、坂州発電所、川口発電所及び勝浦発電所の予定供給電力の売電料金、令和7年度及び令和8年度各3,905,118,000円に消費税等相当を加算した額
- (2) 売電の期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間
- (3) 売電料金の徴収の方法 次の表の支払区分の基本料金と電力量料金の合計額に消費税等相当額を加算した各月の売電料金を翌月の20日までに支払を受ける。

令和7年度及び令和8年度支払区分			
発電所名	月 別	基本料金	電力量料金
日野谷発電所 川口発電所 勝浦発電所	4月から翌年2月まで	1月につき 255,756,000円	各月の実績供給電力量1キロワット時につき2円44銭を乗じた額
	翌年 3 月	255,758,000円	
坂州発電所	4月から翌年3月まで		各月の実績供給電力量1キロワット時につき12円00銭を乗じた額